

議案第151号

## 大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日（木）  
市民部 戸籍住民課

# 大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について



印鑑登録証明書を発行する際、窓口とコンビニで提示する必要書類に差異があるために起こる混乱を解消し、市民サービスのさらなる向上と窓口業務の効率化を図るもの。

## 1. マイナンバーカードによる窓口での印鑑登録証明書の発行

(改正前)

	窓口	コンビニ交付
必要書類等	印鑑登録証	マイナンバーカード (暗証番号：必要)

(改正後)

	窓口	コンビニ交付
必要書類等	印鑑登録証、又は マイナンバーカード (暗証番号：不要)	マイナンバーカード (暗証番号：必要)



窓口での申請時には印鑑登録証を添えることが定められている一方、コンビニ交付ではマイナンバーカードのみで証明書の交付が可能である。この取扱いの違いについて整合性を図る。

### 改正によるメリット

- (1) 窓口とコンビニでの差異による混乱が解消される。
- (2) メンテナンスによるコンビニ交付停止時に、印鑑登録証を持参しないまま市民が来庁された場合にも交付可能となる。
- (3) 窓口申請時の印鑑登録証忘れに係る事務作業が削減される。

### 改正後の運用について

- (1) 現行の印鑑登録証は代理人への証明書発行の委任やマイナンバーカードを所持していない方を想定し、利用を継続する。
- (2) 第三者による不正取得防止のため、マイナンバーカードによる窓口での証明書発行は、印鑑登録者本人による申請に限る。

# 大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について



## 2. 受付用端末機の廃止

受付用端末機（タブレット端末）は、コンビニ交付促進のための体験機として戸籍住民課執務室に導入、設置された。本市のマイナンバーカードの保有率は約80%、コンビニ交付率については令和6年度では印鑑登録証明書：41.77%、住民票：37.38%となっており、導入前と比較し約20ポイント増加している。

のことから、本端末機は当初の役割を一定果たしたものとし、これを廃止する。

なお、コンビニ交付促進については、利用案内を記載した窓口封筒やチラシの配布、LINE配信などによる周知を継続して行う。

**施行日** 令和8年1月1日 （大津市手数料条例についても、併せて改正を行う。）